

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）	銀行法
銀行法施行令（昭和 57 年政令第 40 号）	銀行法施行令
銀行法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）	銀行法施行規則
信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）	信用金庫法
信用金庫法施行規則（昭和 57 年大蔵省令第 15 号）	信用金庫法施行規則
貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）	貸金業法
貸金業法施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号）	貸金業法施行規則
信託業法（平成 16 年法律第 154 号）	信託業法
信託業法施行規則（平成 16 年内閣府令第 107 号）	信託業法施行規則
金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）	兼営法
主要行等向けの総合的な監督指針	主要行等向け監督指針
中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	中小・地域金融機関向け監督指針
貸金業者向けの総合的な監督指針	貸金業者向け監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
●臨時休業時の届出等の緩和		
▼銀行法施行規則第17条		
1	今回の改正は、要件に該当した場合、「届出」だけでなく、「公告」、「店頭掲示」についても不要となるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、今回の改正による臨時休業の場合は、異常な自然災害の発生がその地域や近隣においても同様に想定されるため、金融機関に対して、その地域や営業所の状況などを当局からお問合せさせていただくことや金融上の措置を要請させていただくことも考えられますので、その際は御協力をお願いします。
2	天災や異常気象（大雨、強風等）の影響により、交通機関の計画的な運行見合せ等が既に発表されている場合等により、当該営業所の職員が出社困難な状況にあること等から、営業継続不可能な状態が「事前に」判明している場合も届出不要との理解でよいか。	「台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象」（以下、「天災等」という。）により、営業所の役職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることが事前に分かっている場合であれば、届出等は不要です。 他方、天災等に伴うものでない場合や銀行の都合による場合の臨時休業であれば、引き続き、届出等は必要です。
3	以下のようなケースについて、本条項は適用されないという理解でよいか。 ・システムトラブル・大規模停電等による交通機関の大規模不全 ・地震を原因とした電力不足やシステム遮断等	お示しいただいた事象のみをもって、今回の改正の対象とはなりません。異常な自然災害が発生した結果としてこれらの事象が起こることも想定され、そのような場合において、役職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある場合は、今回の改正の対象となると考えます。
4	「台風、地震その他の異常な気象、海象若しくは地象により～」との部分について、武力攻撃事態も含まれるか。仮に含まれない場合、周辺国からの武力攻撃事態が発生し、営業所の役職員や利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある切迫した状況でも、銀行は届出なく店舗を臨時休業できないことになるため。	今回の改正は、近年多発する自然災害に対応するためのものです。このため、武力攻撃事態は含まれません。しかしながら、武力攻撃事態による臨時休業を排除するものではありません。
5	「役員若しくは職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じるおそれがあること」の判断は、その趣旨に鑑み、各行が個別に適宜行うという理解でよいか。	要件の判断については、自然災害が発生した営業所がある地公体からの情報や近隣の状況（学校や病院などの公共施設の運営状況等）などを参考に適宜判断していただいて構いません。
●議決権の取得等の制限の緩和		
▼銀行法施行規則第17条の2、第17条の7の3等		
▽全般		

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
6	<p>銀行の出資規制の緩和は、立場の強い銀行による中小企業支配に繋がりがねず、まことに心配である。出資を新たな商売と捉える銀行から「御社の株式を持ちたい」と求められたら、嫌であっても中小企業は絶対断れない。</p> <p>限られた場面と方法に絞り、合理的な規制をかけ続けることが中小企業のためには絶対に必要だと考える。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>なお、金融機関は業務において優越的地位の濫用の防止に努める必要があります。</p>
7	<p>今回の銀行法施行規則の改正案を、出資規制緩和の方向性を定めた規制改革推進会議における結論と比べてみると、投資専門子会社だけに解禁されるはずであったある分野の出資が、銀行持株会社や銀行による出資にまで拡大・解禁されそうになっている。</p> <p>規制改革推進会議の結論の趣旨をきちんと踏まえた抑制的な緩和策にしてもらいたく、今からであっても切に改正案の変更を求める。</p>	<p>銀行持株会社においても同様の趣旨により業務範囲規制が課せられているため、同様に改正を行っております。</p>
8	<p>今後、施行後の状況を踏まえつつ、銀行がより積極的に地域活性化や取引先支援に関与する観点から、銀行本体による地域活性化事業会社及び事業承継会社への議決権5%超の保有を認めるなど、5%ルールの変更の緩和を検討してほしい。</p> <p>また、投資専門子会社経由での事業承継会社への5%超の出資の期間について、5年では不足するケースも想定されるため、施行後の状況を踏まえつつ、期間の延長を検討してほしい。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p>
9	<p>事業承継会社や事業再生会社が会計上銀行の連結対象となることも想定されているとの理解でよいか。逆に、会計上、大部分の議決権の売却等について合理的な計画があり、投資活動として支配を目的としない場合（企業会計基準適用指針第22号16）は連結対象外とする定めがあるところ、過半数の議決権を有する事業承継会社や事業再生会社について、会計基準に従って連結対象外とすることも想定されているとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
10	<p>銀行の子法人等（出資比率50%以下）を子会社化（出資比率50%超）することによって、従来から出資している一般事業会社が議決権保有制限に抵触する可能性がある場合、本例外規定の対象とすることはできるか。</p>	<p>規制の潜脱となることはできません。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
11	<p>現在、銀行の子会社が無限責任組合員となり、投資事業有限責任組合（ファンド）を運営するケースが増えてきているが、銀行の子会社が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合（ファンド）を通じて一般事業会社への出資を行う場合の議決権保有制限について、以下の点を確認したい。</p> <p>（１）例外規定（主体：銀行又は子会社）において、銀行の子会社が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合（ファンド）を通じて一般事業会社に出資を行う場合の議決権保有制限については、今回の例外措置の拡充の対象になるか。</p> <p>（２）銀行の子会社が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合（ファンド）自体が投資専門子会社として認められるか。</p> <p>（３）銀行の子会社が投資専門子会社の場合、当該子会社が無限責任組合員を務める投資事業有限責任組合（ファンド）と通じて一般事業会社に出資を行う場合の議決権保有制限については、今回の例外措置の拡充及び新設の対象になるか。</p>	<p>今回の改正のどのようなケースを想定しているかが不明なため、御回答することは困難です。</p>
▽第17条の2第7項第9号		
12	<p>「代表者の死亡、高齢化その他の事由」とは、「代表者」の諸々の事由という意味か。それとも、「代表者の死亡、高齢化」全体が例示か。「事由」と「その事業の承継のために支援の必要」との間の因果関係が必要となる場合、単に「事由」というだけでは、「その事業の承継のために支援の必要がある会社」との法文にすれば十分であるため、「代表者」の諸々の事由であると考え。</p>	<p>「代表者の死亡、高齢化」は事業承継の発生事由の例示として規定しています。</p>
13	<p>「代表者」とは法令上、代表権を有する者に限定されるか。それとも、実質上の代表者（例えば、会社の議決権の過半数を有する者等）を含むか。できれば、明確化のために法文に追記した方が良いと考える。</p>	<p>「代表者の死亡、高齢化」は事業承継の発生事由の例示として規定しています。</p>
14	<p>「その事業」における「その」とは、「代表者の」という意味か、それとも、「会社の」という意味か。</p>	<p>代表者が営む事業です。</p>
15	<p>「当該事業の承継に係る計画」については、計画の「作成主体」は特段制限がないという理解でよいか。ただし、「計画に基づく支援」とあるため、「支援」する者が一定の関与をすることは想定されていると理解している。</p>	<p>特定の関与は求めておりません。ただし、計画の実現可能性の観点やそもそも支援が必要な会社でその会社への出資が目的であることから、関係する金融機関などの一定の関与があることが望ましいと考えます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
16	「当該事業の承継に係る計画」については、計画の「内容」は、「事業の承継」と関係があり、かつ「支援」が予定されているものであれば足り、細かな具体的要件は不要という理解でよいか。	事業承継については、事業承継のために支援の必要が生じた会社で、当該事業承継に係る計画に基づく支援を受けていることが要件であり、それ以上の要件は課されておられません。
17	銀行法施行規則改正案第 17 条の 2 第 8 項第 2 号の「前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。」の「関与」も、あえて「関与」という弱い文言が用いられている以上、計画の策定過程に広い意味で関係していれば足り、計画の内容を主導しているとか、その意見が計画に反映されている必要まではない、という理解でよいか。	銀行法施行規則第 17 条の 2 第 7 項第 9 号の会社については、同条第 8 項柱書きに規定されているとおり、同項の要件は課されておられません。なお、同項第 2 号の「関与して策定」については、同号に規定されている者が事業再生計画等の策定に関わっている必要があります。
▽第 17 条の 2 第 8 項		
18	例外規定の要件について、当局に対して事前照会又は事後届出をする必要はあるか。	特段ありません。
19	「前号の事業計画について、次のいずれか（弁護士、公認会計士等）に該当するものが関与して策定していること」とある。この点、必ずしも事業計画の策定に直接的に関与していなくても、事業計画の策定における調査・検証や助言、計画策定後のフォローアップ等に弁護士等が関与している場合（「私的整理に関するガイドライン」による再生案件で弁護士等が関与する案件等）も、本要件を満たしているとして理解してよいか。	私的整理に関するガイドラインによる事業再生の場合、対象債務者が再建計画案を策定することとされており、第 1 回債権者会議において再建計画案の正確性、相当性、実行可能性を調査・検証するため、弁護士、公認会計士、税理士などを選任するかどうかを検証することとされています。このため、同ガイドラインに基づく事業再生を行う際は、第 1 回債権者会議において銀行法施行規則第 17 条の 2 第 8 項第 2 号に規定するものが選任される必要があります。
20	「イ 官公署」、「ロ 商工会又は商工会議所」、「ハ イ又はロに準ずるもの」とある。「ハ」には中小企業再生支援協議会が含まれると理解してよいか。	貴見のとおりです。
▽第 17 条の 7 の 3		
21	「地域の特性を生かした新たな事業の創出その他の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社」には、東京、大阪や名古屋などに所在する企業も含まれ得るとの理解でよいか（例えば、地域経済活性化支援機構の支援先には、東京や大阪などに所在・事業展開する企業も含まれており、地域の範囲から一律に東京、大阪や名古屋などの大都市を排除するものではないと理解されるため）。	貴見のとおりです。
22	信用金庫法施行規則第 69 条の 2 第 1 項柱書き（特例事業再生会社の議決権数の保有限度）	「子法人等に該当しないものに限る」ため、子法人等の要件に該当しないようにする必要があります。

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>特例事業再生会社（いわゆる地域活性化事業会社）の議決権数の保有限度は、改正案の本項柱書きにおいて「金庫の子法人等に該当しないものに限る」とされていることから、信用金庫本体及びその特定子会社（いわゆる投資専門子会社）以外の子会社が保有する議決権数が10%以下であれば（信用金庫法第54条の22第9項）、その特定子会社を通じて、40%未満（連結基準を適用する場合の実質支配力基準に該当しない（信用金庫及びその子会社が、当該基準に照らして特例事業再生会社を実質的に支配していると認められない）場合は、50%未満）まで取得が可能であるとの理解でよいか。</p>	
<p>●貸金業者登録番号の記載の緩和</p>		
<p>▼貸金業法施行規則第12条の2等</p>		
23	<p>今回の貸金業法施行規則改正（交付書面に係る更新回数を表示を省略可能とする）の趣旨について教えてほしい。</p>	<p>利用者が貸金業者を選択する段階においては、更新回数は選択の判断の一要素となると考えられることから記載を求めているところです。</p> <p>一方で、貸付けに係る契約締結前の書面、契約締結時の書面及び受取証書の交付時においては、当該利用者に改めて更新回数を提示する必要性が低いものと考えられることから、今回改正するものです。</p>
24	<p>貸金業法施行規則第1条の5で別紙様式第1号により作成した登録申請書を提出するように定められている。</p> <p>(1) この様式の第4面の（記載上の注意）1 4行目後半から5行目の前半にかけて（委託先が貸金業者の場合は「登録番号」を・・・）のくだりがあるが、この登録番号も括弧書番号は不要と考えてよいか。</p> <p>(2) また、現在登録済みとなっているものについては、次回の変更又は登録更新申請までの間に変更する必要はないものとするが、それでよいか。</p>	<p>御質問の別紙様式第1号、別紙様式第2号及び別紙様式第2号の2を含め、登録番号の括弧書の取扱いについて今回パブリックコメントに付していない別紙様式の改正につきましては、今後検討いたします。</p> <p>なお、本改正は、今回パブリックコメントにおいて示した従業者の証明書、契約締結前書面、契約締結時書面、受取証書、貸金業務取扱主任者登録簿、信用情報機関の指定申請書に記載する登録番号の括弧書について、記載を省略することができるとしたもので、それ以外の書面等において登録番号の括弧書の記載を省略できるものではないことに御留意ください。</p>
25	<p>貸金業法施行規則第4条、第8条に関連する別紙様式第2号の第1面により作成する履歴書が規定されている。</p> <p>(1) 本件履歴書の（記載上の注意）1 2行目中盤に（当該貸金業に係る「貸金業者登録番号」も、、、）のくだりがあるが、この登録番号も括弧書番号は不要と考えてよいか。</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	<p>(2) また、現在登録済みの申請書に添付されていた本件履歴書については、次回の変更又は登録更新申請までの間に変更する必要はないものとするが、それでよいか。</p>	
26	<p>別紙様式第2号の2により作成する沿革が規定されている。</p> <p>(1) 本件沿革の(記載上の注意)4 1行目後半から2行目前半に(当該貸金業に係る「貸金業者登録番号」も、、、)のくだりがあるが、この登録番号も括弧書番号は不要と考えてよいか。</p> <p>(2) また、現在登録済みの申請書に添付されていた本件沿革については、次回の変更又は登録更新申請までの間に変更する必要はないものとするが、それでよいか。</p>	
27	<p>貸金業法第15条(貸付条件の広告等)に規定されている貸金業者の登録番号括弧書の記載についても、同様の規制緩和(改正)を検討してほしい。</p>	<p>更新回数は、その回数が多いことで、当該貸金業者が登録を取り消されることなく、長く貸金業を営んできていることがわかるものであり、資金需要者等が貸金業者を選択する際の一要素となっていると考えられることから、貸付条件の広告を行う場合には、表示されるべきものと考えます。</p>
28	<p>今回の貸金業法施行規則改正において貸金業法第15条については対象外となっているが、登録更新時の差し替えにより大量に廃棄する書面や作業コスト等を減らすため、例えば更新回数表示の趣旨は踏まえつつ掲載を必要とする対象を限定していくことを検討してほしい。</p>	
29	<p>交付書面について更新回数の記載を省略可能とした趣旨の一つとして、登録番号更新時の書類差し替え等で大量の書面等の廃棄が必要となることについて配慮したものとする。</p> <p>貸金業者が登録更新時に大量の書面を廃棄するものとして店舗に掲示しているポスターや、商品やサービスの利用について案内するリーフレット等がある。</p> <p>通常、貸金業者の店舗には見やすい位置に更新回数を表示した標識が必ず掲示されており、このような事例を踏まえると貸金業者が店内に設置又は掲示するポスターやサービス案内のリーフレット等については、必ずしも更新回数を表示する必要はないと考えてよいか。(店舗に掲示が必要な貸付条件表には社名、登録番号や更新回数の記載が必要とされていないのは標識があるためと考えられる。)</p>	

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
30	<p>交付書面について更新回数の記載を省略可能とした趣旨は、既に申込みや契約を締結している顧客には、必ずしも改めて当該貸金業者の業歴を表す更新回数を表示する必要がないためであると考えている。</p> <p>このような考え方にに基づき、既存顧客に向けたサービスの案内（インターネットで返済が可能、銀行口座への振込みが可能、利用額の見直しが可能等）に使用する書面やチラシについても、必ずしも更新回数を表示する必要はないと考えてよいか。</p>	<p>貸金業法第 15 条、貸金業法施行規則第 12 条及び貸金業者向け監督指針に規定する貸付条件の広告に該当する場合は、更新回数の記載が必要と考えます。</p>
31	<p>貸金業者の登録番号括弧書の旧番号について、登録更新後も表示されることについても許容されると考えてよいか。</p>	<p>資金需要者等の誤認防止の観点から、更新前の登録回数が表示された書面の使用は認められません。</p>
●信託契約代理業者によるディスクロージャー誌の縦覧手続の簡素化		
▼信託業法施行規則第 79 条の 2		
32	<p>今回の改正案では、「ウェブサイトのアドレスや二次元コードを紙面又は映像面に表示」することによって、「説明書類を公衆の縦覧に供したものとみなす」と理解されるところ、これは同時に、信託業法第 78 条第 1 項との関係において、「ウェブサイトのアドレスや二次元コードを紙面又は映像面に表示」すれば、当該代理店の営業所内における「説明書類の備置き」の要件を充足しているものとみなす、との理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
33	<p>「ウェブサイトのアドレス」について、平成 30 年に措置された銀行代理業者に係る銀行法施行規則改正におけるパブリックコメント（平成 30 年 8 月 15 日公表 No. 12）によると、例えばウェブサイト内に（過年度分含め）説明書類等へのリンクを掲載しているウェブページ（以下「説明書類等ページ」という。）を設けている場合に、以下のように理解することについて否定されるものではないとされている。</p> <p>(1) 「ウェブサイトのアドレス」は、最新の説明書類等のアドレスを意味しているのではない。</p> <p>(2) 「ウェブサイトのアドレス」は、説明書類等ページのアドレスも認められる。</p> <p>今回の信託契約代理業者に係る改正においても、信託契約代理業者の利用者が、最新の説明資料等がどれか判断できると、所属信託会社（兼営法第 2 条第 2 項の規定により読み替えられた「所属信託兼営金融機関」を含む）や信託契約代理業者で考える場合には、</p>	<p>お尋ねのケースを否定するものではありませんが、顧客利便性を踏まえると、最新の説明書類等ページのアドレスを提示することが望ましいと考えられます。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
	(2)の対応をとることは否定されるものではない、との理解でよいか。	
●銀行業高度化等会社の認可に係る審査目線及び地域商社への出資の明確化		
▼主要行等向け監督指針V-3-3-4		
▽ (2) 認可審査にあたっての留意点 ②出資比率等		
34	<p>第1パラグラフの「子会社等」と第2パラグラフの「支配が及ばない場合」の関係について確認したい。「子会社等」には定義上関連法人等が含まれる(銀行法第14条の2)一方、「銀行の支配力が及ばない場合」にも「関連法人等」が含まれ得る(定義上支配が及ぶ場合は「子法人等」となるため。銀行法施行令第4条の2第2項)。そうすると、「関連法人等」については、第1パラグラフと第2パラグラフの双方が審査されることになるのか。いずれか一方の適用を想定しているのであれば、適用関係を明確化してはどうか。</p>	<p>関連法人等については、銀行グループの一員としての態勢整備の観点と、支配力が及ばないことによる影響等の双方の観点から審査が必要になると考えられます。</p>
35	<p>1点目として、銀行業高度化等会社を子会社等とする場合に求められる経営管理、内部管理や内部監査等に関する態勢整備については、これが子会社・子法人等であって銀行の支配力が及ぶ場合と、関連法人等であって銀行の支配力が及ばない場合とでは、求められる親銀行(親会社)としての管理レベルは全くの同一ではないという理解で正しいか。</p> <p>2点目として、銀行業高度化等会社のガバナンスの適切性を判断する上で、内部監査の実施や社外役員の設置などのコーポレートガバナンス態勢の管理水準について、例えば、上場基準等に準じたレベル水準を銀行業高度化等会社に求め、親会社(親銀行)としてその遵守を管理していく、という場合、かかる水準は「関連法人等」に対する管理として十分と判断してよいか。</p>	<p>1点目については、貴見のとおりです。</p> <p>2点目については、御指摘のような管理も一法として考えられますが、必ずしも上場基準等に照らして判断することを求める趣旨ではなく、業態や業容等にも照らして御判断ください。また、コーポレートガバナンス態勢のみならず、主要行等向け監督指針案V-3-3-4(2)②に記載の観点からの審査が必要になる点には、念のため御留意ください。</p>
36	<p>例示されている、①「銀行業高度化等会社のガバナンスや業務内容の適切性等について銀行が管理可能か」、②「銀行業高度化等会社の業務が(中略)満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か」の2点の審査ポイントは、それぞれを充足することが求められる「かつ」条件ではなく、銀行業高度化等会社が認められた趣旨を踏まえて総合的に考慮する審査上のポイントとの理解でよいか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
37	<p>1点目として、「銀行業高度化等会社の業務が（中略）満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。」について、審査の時点において基準を満たしていると判断され得る出資の解消方法の具体的な例を挙げてほしい。</p> <p>2点目として、例えば出資先の銀行業高度化等会社に IPO 計画があるという事実があり、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能な状況にあると判断できれば、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能な状況に該当するという理解でよいか。</p>	<p>1点目については、個別の事案ごとの判断となりますが、例えば、銀行と他の事業者との間で、認可基準を満たさなくなった場合に銀行が保有する銀行業高度化等会社の株式を当該事業者が買い取る旨の契約を締結していることなどが考えられます。</p> <p>2点目については、個別の事案ごとの判断にはなりますが、銀行において、基準議決権数を超える出資の解消等を主体的かつ適切に図ることが可能な状況にあるかを審査することとなります。</p>
38	<p>「銀行業高度化等会社の業務が、銀行業の高度化又は利用者の利便の向上に資さなくなった場合や認可の基準を満たさなくなった場合、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図ることが可能か等の点を審査する。」とあるが、仮に同基準を満たさなくなった場合の対応としては、5%ルールの例外（担保権実行の株式の取得）のように、即時解消ではなく、合理的な一定の期間内に基準議決権数の解消を図ればよいという理解でよいか。</p>	<p>銀行業高度化等会社の要件を満たさなくなった会社について、銀行の業務範囲規制上、銀行が当該会社の基準議決権数を保有することができないと解される場合には、極力迅速に当該基準議決権数の解消を図る必要があります。</p>
▽（２）認可審査にあたっての留意点 ③業務の内容		
39	<p>「著しく大きい」とは、例えば、銀行業高度化等会社における兼営業務の資産や収益等の割合が過半を占める場合など一律の基準で機械的に判断されるものではなく、銀行業高度化等会社の業務内容に照らして総合的に判断されるものとの理解でよいか。</p>	<p>銀行業高度化等会社としては様々な業態が想定されるところであって、一律に定量的基準を設けることは想定しておらず、業務内容に照らして総合的に判断することを考えております。</p>
40	<p>銀行業高度化等会社の業務を営むにあたり従属業務又は金融関連業務を併せ営むことが必要となる場合も、銀行業高度化等会社の認可の下、これを営むことは許容されるか。その場合、当該従属業務又は金融関連業務については、もともと銀行子会社に認められている業務であることから、審査上、当該業務の規模が「「資する業務」や「見込まれる業務」に比して著しく大きい場合」でも「他業禁止の趣旨等に抵触するおそれがあることから、認可をすることはできない」には該当しないとの理解でよいか。</p>	<p>子会社対象銀行等の業務と同様に、銀行業高度化等会社の業務を営むに当たり従属業務又は金融関連業務を併せ営むことが必要となる場合も、銀行業高度化等会社の認可の下、これを営むことは許容されると考えられます。</p> <p>また、従属業務又は金融関連業務を併せ営む場合には、その規模によって銀行業高度化等会社の認可の可否を判断するものではなく、業務範囲規制の趣旨の潜脱のおそれがないかの観点から審査を行うことになると考えられます。</p>
▽（３）出資後の管理等		

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
41	<p>出資後に事業内容について大きな変更が生じた場合や、「見込まれる業務」であったとしても、出資後の状況により、「見込まれる」と言えなくなった場合等には、基準議決権数を超える出資の解消等を適切に図る必要がある、とあるが、親会社（親銀行）として、銀行業高度化等会社の業務内容の定期的なチェック等、銀行グループとしての一定のグリップ・ガバナンス統制を通して牽制がなされている前提の下、「大きな変更」に該当しない範囲で銀行業高度化等会社の業務が新たに追加になる場合、特段、新たな認可の取得は不要との理解でよいか。また、銀行業高度化等会社が特殊関係者である場合においても、業務の追加としての事後の届出が必要ないとの理解でよいか。</p>	<p>個別の事案や業務の変更の程度によりますが、銀行業高度化等会社として認可を受けた会社が事業内容に変更を行ったからといって、直ちに新たな認可の取得が必要になるわけではありません。</p> <p>銀行法施行規則第 35 条第 1 項第 16 号に該当する場合には、同号に基づき届出をする必要があります。</p>
▼中小・地域金融機関向け監督指針Ⅲ－４－７－４		
▽（４）地域商社		
42	<p>主要行等向け監督指針では地域商社の規定は定められないとの理解だが、主要行等においても、中小・地域金融機関向け監督指針で定められた要件を満たす場合は、地域商社に係る業務が認められるとの理解でよいか。</p>	<p>中小・地域金融機関向け監督指針案（４）の記述については、地域金融機関からの規制緩和要望等を踏まえ、銀行業高度化等会社の認可に係る基準の明確化を行ったものですが、地域金融機関に限り、銀行業高度化等会社たる地域商社への出資を認める趣旨ではありません。</p>
43	<p>中小・地域金融機関向け監督指針改正案（別紙 10）にはⅢ－４－７－４（４）が記載されている一方で、主要行等向け監督指針改正案（別紙 9）には当該記載がない。</p> <p>地域企業の生産性向上等に向けた金融機関の取組サポートや、地域活性化・事業承継等の円滑実施といった趣旨も鑑みれば、主要行等向け監督指針の適用範囲内のネット銀行についても、中小・地域金融機関と同様に許容されるものと考えているが、念のため確認したい。</p> <p>また、上記の趣旨に照らし、監督指針の表記の明瞭性を高める必要がないか、念のため、当局としての考えを教えてください。</p>	